

次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第2回）

内閣府消費者委員会事務局

はじめに

消費者基本計画は、消費者基本法に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るために定める基本的な計画であり、消費者委員会は、同計画の検証・評価・監視の役割を担っている。消費者委員会においては、令和7年度からの5力年を対象期間とする次期計画に盛り込むべき中長期的な課題等について、調査審議や意見交換を行ってきた。今回は本年9月27日に取りまとめた「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第2回）」（※1）を紹介する。

本意見の概要

第2回意見は、3部構成としている。第1は、次期消費者基本計画において特に重要な基本的視点、第2は、消費者政策を推進するための消費者行政の在り方、第3は、令和6年4月22日に発出した第1回意見（※2）で十分に盛り込むことのできなかった個別施策に関する事項を挙げている。

第1 次期消費者基本計画において特に重要な基本的視点

まず全体として、デジタル化、国際化、高齢化等の消費者を取り巻く現状・課題に対応した解決策の提示や、目標とする到達点の具体化及び施策の工程管理の仕組みの構築を行う必要性を述べている。あわせて、次期消費者基本計画期間中に確実に実現すべき重要な施策として、以下3点を挙げている。

- 1 悪質事業者の市場からの排除と被害救済の実効性確保

- ・悪質事業者にはソフトウェアによる対応のみでは実効性を欠くことを踏まえた、ハードロー等あらゆる方策を用いた規律や仕組みの整備及び執行強化。
- ・違法収益のはく奪、被害救済について、実効性のある仕組みの整備。

2 悪質性、匿名性の高いインターネットやSNS上の表示・広告への対応

- ・消費者被害の入口となる不当な表示・広告について、インターネットの匿名性の悪用、相手方事業者が所在不明となる場合があること等を踏まえた、消費者への情報提供や規律の整備を含む実効性のある対策の実施。

3 決済制度の安全性・透明性の確保と消費者保護の一層の取組

- ・消費者被害を押しとどめる最後の砦となり得る決済制度について、消費者保護の観点から、安全な仕組みの検討。

第2 消費者行政の在り方

消費者政策を推進するため、3つの観点から、消費者行政の在り方を述べている。

1 国の体制整備に関わる事項

- ・関係行政機関における、法規制等の悪質事業者を市場から排除するための仕組みづくり、法執行、事業者のコンプライアンスに対するインセンティブ付与等の着実な実施。

- ・消費者庁は、消費者行政の司令塔の役割を果たし、政策立案機能や調査機能の強化、法執行、消費者教育、広報・啓発等の実施能力を強化。
- ・消費者委員会は、消費者の意見が直接

届く透明性の高い仕組みを最大限活用し、専門的観点からの積極的な調査審議、建議等を実施。

- ・消費者庁と消費者委員会における、それぞれ司令塔と監視役の役割を担いつつ、消費者委員会の独立性を担保した上で、有機的な連携。

2 地方消費者行政にかかわる事項

- ・消費生活相談員の確保のための対策と人口減少を踏まえた相談体制の在り方等の検討。

3 消費者行政の担い手に関わる事項

- ・消費者団体、事業者団体、研究機関等との官民連携の推進。
- ・適格消費者団体の担い手の確保と財政基盤の安定強化のための支援。

第3 個別施策に関する事項

個別施策に関する事項として、以下6つを挙げている。紙面の関係から、詳細は、消費者委員会のホームページでご確認いただきたい。

- 1 クレジットカード不正利用防止の強化
- 2 SNS型投資・ロマンス詐欺対策
- 3 自動運転における消費者保護
- 4 食品安全の確保
- 5 高齢者等終身サポート事業
- 6 消費者教育の取組

いずれも、今後一層、消費者との関わりが大きくなるであろう論点を取り上げており、消費者委員会として、消費者庁をはじめとする関係府省庁に対して、本意見の内容を十分に検討の上、次期計画に盛り込むことを求めている。

※1 https://www.cao.go.jp/consumer/content/20240927_iken.pdf
 ※2 https://www.cao.go.jp/consumer/content/20240422_iken2.pdf